

## IV 資料編

### 沖縄県教育委員会懲戒処分の基準

(平成14年10月24日 教育長決裁)

一部改正 平成18年9月25日 教育長決裁

沖縄県教育委員会の任命に係る職員が、非違行為を行った場合において、当該職員に対して懲戒処分を行う場合は、次に定めるところによる。

#### 1 基本事項

この懲戒処分の基準（以下「基準」という。）は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な処分の量定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、基準に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、基準に掲げられていない非違行為についても、処分の対象となり得るものであり、これらについては基準に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

#### 2 処分の種類

地方公務員法第29条に規定する、戒告、減給、停職又は免職

#### 3 基準

##### (1) 一般服務関係

欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

#### 職場内秩序びん乱

ア 上司に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 上司に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

#### 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

#### 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

#### 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

#### 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

（注） 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等の情状として考慮のうえ判断するものとする。

## (2) 公金官物取扱い関係

#### 横領

公金又は官物を横領した職員は、免職とする。

#### 窃取

公金又は官物を窃取した職員は、免職とする。

#### 詐取

人を欺いて公金又は官物を交付させた職員は、免職とする。

#### 紛失

公金又は官物を紛失した職員は、戒告とする。

#### 盗難

重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

官物損壊

故意に職場において官物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

出火・爆発

過失により職場において官物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

公金官物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

### (3) 公務外非行関係

放火

放火をした職員は、免職とする。

殺人

人を殺した職員は、免職とする。

傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

横領

自己の占有する他人の物（公金及び官物を除く。）を横領した職員は、免職又は停職とする。

窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等の所持又は使用した職員は、免職とする。

酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

淫行

18歳未満の者に対し、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

#### (4) 交通事故・交通法規違反関係

飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）

酒酔い又は酒気帯び運転で人身事故を起こした職員は、免職とする。

飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。

ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職又は減給とする。

飲酒運転（酒酔い、酒気帯び）を教唆又は幫助

ア 飲酒運転（酒酔い、酒気帯び）を教唆した職員は、免職とする。

イ 飲酒運転（酒酔い、酒気帯び）を幫助した職員は、停職とする。

（注） 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

#### (5) 体罰関係（教職員対象）

児童生徒に対する体罰等の行為

ア 体罰等により、児童生徒が重傷を負った場合は、免職又は停職とする。

イ 体罰等により、児童生徒が軽傷を負った場合は、停職又は減給とする。

ウ 上記ア、イに該当しないが、児童生徒に体罰等をした職員は、戒告とする。

（注） 「体罰等」とは、児童生徒に対する体罰、暴力、暴言などの行為をいう。

「重傷」とは、体罰等によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。

「軽傷」とは、体罰等によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

#### (6) 監督責任関係

指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

4 この基準は、平成14年11月1日から施行する。

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

# 沖縄県職員倫理規程

平成9年12月9日  
訓令第34号

## (目的)

第1条 この訓令は、沖縄県職員（特別職の職員を除く。以下「職員」という。）が当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）並びに職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼしうると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）（以下これらを「関係業者等」という。）との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより、公正な職務の執行を図り、県民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する信頼を確保することを目的とする。

## (職員の基本的な心構え)

第2条 職員は、その服務について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令を遵守するほか、この訓令に従わなければならない。

2 職員は、すべて公務員が県民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないことを自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行しなければならない。

3 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

## (管理・監督者の遵守事項)

第3条 本庁課長相当職以上の職にある者及び出先機関の長の職にある者（以下「管理・監督者」という。）は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分に自覚し、部下職員に対する指導監督を怠ってはならない。

2 管理・監督者は、この訓令の遵守について自省自戒及び率先垂範し、あわせて会議等の場を通じて、相互の注意喚起をするとともに、その異動に際しては、新任者に対しこのことを徹底させなければならない。

## (関係業者等との接触に当たっての禁止事項)

第4条 職員は、関係業者等との接触に当たっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係のないものについては、この限りでない。

(1) 会食（パーティーを含む。）をすること。

(2) 遊技（スポーツを含む。）旅行をすること。

(3) 転任、海外出張等に伴うせん別等を受けること。

(4) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。

(5) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。

(6) 金銭、小切手、商品券等の贈与を受けること。

(7) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。

(8) 対価を支払わずに役務の提供を受けること。

(9) 対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、接待又は一切の利益や便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けること。

2 前項の規定は、職務上必要な会議において会食をする場合又は対価を支払って会食をする場合等例外的な場合であって、次の各号に掲げる場合には、適用しない。ただし、第6条に規定する総括サービス管理者があらかじめ指定するものについては、所属長において届出又は報告を了承したものとみなす。

(1) 事前に所属長に対し届出をし、その了承を得た場合

(2) やむを得ない事情により前号の届出をすることができない場合には、事後、速やかに所



属長に報告し、その了承を得た場合

(公益法人等、国及び他の地方公共団体への準用)

第5条 前条の規定は、職員が、公益法人等設立に許認可を要する関係法人の役職員と接触する場合について、これを準用する。

- 2 前条の規定は、職員が、国、他の地方公共団体等の職員と接触する場合について、県民の疑惑や不信を招くようなことの防止を基本として、職務上の必要性に留意しつつ、これを準用する。

(総括サービス管理者及びサービス管理者)

第6条 この訓令の遵守及びサービス規律の徹底を図るため、総括サービス管理者及びサービス管理者を置く。

- 2 総括サービス管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 サービス管理者は、別表に掲げる者をもって充てる。

(総括サービス管理者の任務)

第7条 総括サービス管理者は、この訓令の遵守及びサービス規律の徹底に関し、サービス管理者と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、サービス管理者に対し、助言、指示を行うものとする。

(サービス管理者の任務)

第8条 サービス管理者は、各部署(沖縄県部等設置条例(昭和47年沖縄県条例第32号)により設置された部等並びに支庁、出納事務局及び労働委員会事務局をいう。)において、この訓令の遵守及びサービス規律の徹底に関し職員に対し必要な助言、指導を行い、又は職員の相談に応ずるものとする。

(サービス管理者会議)

第9条 この訓令の遵守及びサービス規律の徹底を図るため、サービス管理者会議を置く。

- 2 サービス管理者会議は、この訓令の遵守及びサービス規律の徹底に関して必要な事項について審議する。
- 3 サービス管理者会議は、総括サービス管理者及びサービス管理者で構成し、必要に応じ、総括サービス管理者が招集する。

(違反行為があった場合の処分等)

第10条 職員が地方公務員法等関係法令に違反する行為又はこの訓令に違反する行為(以下これを「違反行為」という。)をするおそれがあると認められる場合においては、当該職員の所属長は、サービス管理者と連絡を取りつつ、直ちに実情調査を行わなければならない。この場合において、サービス管理者は、必要に応じ、総括サービス管理者に報告するものとする。

- 2 総括サービス管理者は、職員に違反行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合においては、サービス管理者と連携して、直ちに、当該職員から事情聴取を行うなど実情調査を行い、この結果、違反行為があったと認められた場合においては、知事に報告するものとする。
- 3 前項の場合においては、知事は、その違反の程度に応じて、当該職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分又は訓告若しくは嚴重注意を行うものとする。
- 4 知事は、違反行為があったと認められる職員から辞職の申出があった場合において、当該職員を懲戒処分に付すことにつき相当の事由があると思料するときは、その承認を留保し、前項の措置を講ずるものとする。

(細則)

第11条 総務部長は、この訓令の運用にあたり必要な細則を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成9年12月9日から施行する。

附 則(平成10年12月15日訓令第65号)

この訓令は、平成10年12月15日から施行する。

附 則(平成16年12月28日訓令第38号)

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

# 沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員の セクシュアル・ハラスメント防止規程

平成11年11月30日  
教育委員会教育長訓令第4号

## (趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員（以下「職員」という。）の良好な勤務環境の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

## (所属長の責務)

第3条 所属長は、職員がその職務能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

## (職員の責務)

第4条 職員は、職員が認識すべき事項等について別に定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 職員を監督する地位にある者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

## (苦情相談への対応)

第5条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、総務課及び県立学校教育課に苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、総務課長又は県立学校教育課長の指名する者をもって充てる。
- 3 学校に勤務する職員を除く職員については総務課長の指名する相談員が、学校に勤務する職員については県立学校教育課長が指名する相談員が、苦情相談に対応するものとする。
- 4 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ速切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に従い、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重しなければならない。

## (補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成11年12月1日から施行する。

# 児 童 憲 章

昭和26（1951）年5月5日

われらは、

日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。



教県第 1150 号  
教義第 1107 号  
平成18年8月29日

各市町村教育委員会教育長  
各教育事務所長 殿  
各県立学校長

沖縄県教育委員会  
教育長 仲宗根 用 英

## 教職員の綱紀肅正と服務規律の確保について（通知）

教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保については、かねてから注意を喚起しているところであります。

すでに、本県教職員が、深夜に飲酒の上、交通死亡事故を起こしたことは、マスコミ等の報道で御承知のことと思います。

生徒を指導すべき立場の教職員が、深夜に飲酒の上、交通死亡事故を起こしたとあっては、県民の教育に対する信頼を損なうもので、言語道断であります。

申すまでもなく、飲酒運転は悪質な交通法規違反であるとともに犯罪行為であるとの認識から、厳に罰せられなければなりません。教職員は、職務の性格上、公務の内外を問わず、教育公務員としての自覚と厳正な行動が強く求められています。

貴職におかれましては、日頃から職員の指導・監督に鋭意努力されていることと存じますが、今回の件を重く受け止め、二度とこのような不祥事が起きることのないよう、綱紀の肅正と服務規律の確保に万全を期されるようお願いし、その旨通知します。

また、別添「沖縄県教育委員会懲戒処分の基準」については、あらためて貴所属職員への周知徹底を図られますようお願いいたします。

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 仲宗根 用 英  
( 公 印 省 略 )

## 教職員の綱紀肅正と服務規律の確保について（通知）

去る8月29日付け教県第1150号にて、「教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保」に努めるよう、各学校長に通知したところでありますが、このような中で、9月30日に県立学校職員が、深夜に飲酒の上、窃盗事件により逮捕されるという不祥事を起こしたことは、県民の教育に対する信頼を再び、損なうこととなり、極めて遺憾なことであります。

教職員は、職務の性格上、公務の内外を問わず、教育公務員としての自覚と厳正な行動が強く求められています。このことを今一度、確認し、一人一人が信頼回復に努めることが重要であります。

貴職におかれましては、日頃から職員の指導・監督に鋭意努力されていることと存じますが、今回の件で、県民の信頼を再び失ったことを重く受け止め、今後、このような不祥事が起こることのないよう、下記の事項に留意し、綱紀の肅正と服務規律の確保に万全を期されるようお願いし、その旨通知します。

### 記

- 1 月一回の「職員の安全管理の日」などの設定により、綱紀肅正と服務規律の確保に努めること。
- 2 自主的に飲酒を伴う会合等を自粛すること。
- 3 交通安全ステッカーを各自の車の運転席に貼付し、安全意識を高めること。  
なお、交通安全ステッカーについては、現在、県教育委員会において作成中であり、今後各学校へ配布する予定である。
- 4 飲酒運転に関する懲戒処分基準の徹底を図ること。

## 児童懲戒権の限界について

昭23.12.22 調査2 発18 国家地方警察本部長官・厚生省社会局・文部省  
学校教育局あて 法務庁法務調査意見長官回答

本年6月16日附及び7月27日附、別紙高知県警察隊長の照会に対し、当職は、左のとおり、意見を回答するから、同警察隊長に伝達方取り計られたい。

### 第1問

学校教育法第11条にいう「体罰」の意義如何。たとえば放課後学童を教室内に残留させることは「体罰」に該当するか。また、それは、刑法の監禁罪を構成するか。

### 回 答

1 学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

(1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒-なぐる・けるの類-がこれに該当することはいうまでもないが、さらに

(2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。

2 しかし、特定の場合が右の(2)の意味の「体罰」に該当するかどうかは、機械的に制定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室内の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全く違うからである。それ故に、当該児童の年齢・健康・場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を制定しなければならない。

3 放課後教室に残留させることは、前記1の定義からいって、通常「体罰」には該当しない。ただし、用便のためにも室外に出ることを許されないとか、食事時間を過ぎて長く留めておくとかいうことがあれば、肉体的苦痛を生じさせるから、体罰に該当するであろう。

4 右の教室に残留させる行為は、肉体的苦痛を生じさせない場合であっても、刑法の監禁罪の構成要件を充足するが、合理的な限度をこえてこのような懲戒を行えば、監禁罪の成立をまぬかれない。

つぎに、然らば右の合理的な限度とは具体的にどの程度を意味するのか、という問題になると、あらかじめ一般的な標準を立てることは困難である。

個々の具体的な場合に、当該の非行の性質、非行者の性行および年齢、留め置いた時間の長さ等、一切の条件を総合的に考察して、通常理性をそなえた者が当該の行為をもって懲戒権の合理的な行使と判断するであろう。

(第2問以下 略)

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 仲宗根 用 英  
( 公 印 省 略 )

## 沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙における 職員の服務規律の確保について（通知）

沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙（宜野湾市区）が近く行われることになっています。

公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職責にかんがみ、選挙運動等の政治的行為が制限されているとともに、地位利用による選挙運動等が禁止されています。

特に教育公務員については、教育の政治的中立性の原則に基づき、学校において特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等についても公職選挙法及び教育公務員特例法に特別な定めがなされているところであります。

教職員の不祥事が続いている折、教職員が公職選挙法等に違反して責任を問われ、あるいは、教育の政治的中立性に対する疑惑を招き、住民の信頼を損なうことのないよう、その行動は厳に慎まなければなりません。

このたびの選挙に当たっては、下記の事項に留意の上、関係法令の周知徹底を図り、教職員が個人の立場で行うか、教職員団体等の活動として行うかを問わず、これらの規定に違反する行為や、教育の政治的中立性を疑わしめる行為をすることにより、県民の教育に対する信頼を損なうことのないよう服務規律の確保について格段の配慮をお願いします。

### 記

- 1 公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止され、また、候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為をすることも禁止されていること。（公職選挙法第136条の2）
- 2 学校教育法に規定する学校の校長及び教員は、学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。（公職選挙法第137条）
- 3 公務員には、公職選挙法による規制のほか、一定の政治的行為の制限がなされていること。（地方公務員法第36条及び国家公務員法第102条）
  - (1) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例によるものであり（教育公務員特例法第18条）、国家公務員について制限されている「政治的行為」とは、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7に規定されている政治的行為を指すものであること。

(2)したがって、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わずに全国に及ぶものであること。

4 以上の選挙運動の禁止又は制限は、公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用されるものであり(ただし人事院規則14-7第6項第16号については勤務時間内に限られる。) 休暇、休職(いわゆる在籍専従も含む。) 育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。

5 選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記1(公務員の地位利用による選挙運動)及び上記2(教育者の地位利用による選挙運動)の場合にあっては、刑事上の処罰の対象となるものであること。(公職選挙法第239条第1項第1号及び第239条の2第2項)

6 違反行為の例については、平成18年4月19日付け教県第159号(選挙における職員の服務規律の確保について)で通知したとおりであり、再度、参照し、具体的事例について判断するに誤りなきを期せられたいこと。





教職員の不祥事防止対策会議

「教職員の不祥事防止対策アクションプラン」答申

平成19年3月20日

沖縄県教育委員会

## 1. はじめに

昨今、全国的にも公務員等の不祥事が相次いでいる。

特に、本県においても、教職員の飲酒運転による死亡事故が発生し、その事故以後も教職員が飲酒運転等で検挙されるなど不祥事が相次いでいることは、県民の教育に対する信頼を大きく揺るがすものであり誠に遺憾である。

教育は、教職員と児童生徒・保護者・地域住民など多くの人々との信頼関係のうえに成り立っている。そして、その教育への信頼は一朝一夕に築かれるものではなく、教育関係者の長年の努力により積み上げられたものである。度重なる教職員の不祥事については、県民の教育に対する信頼を大きく損ない、その影響は計り知れないものがある。

このような事態を教職員一人一人が自分自身のこととして真摯に受け止め、もう一度教育公務員としてのあり方を見つめ直し、信頼確保に向け万全を期して取り組む必要がある。

県教育委員会としては、学識経験者、人権擁護関係者、警察関係者、PTA関係等の有識者による対策会議を早急に設置し、「教職員の不祥事防止対策アクションプラン」を策定し、県民の教育に対する信頼回復を図るため、具体的な行動を起こすことが必要不可欠であり、今回「教職員の不祥事防止対策会議」を設置したところである。

## 2. 答申の骨子

教職員の不祥事防止対策会議においては、教職員の不祥事防止に向けてこれまで3回の協議を重ねてきたところであり、ここに協議の結果、「教職員の不祥事防止対策アクションプラン」として最終答申がまとまったので報告するものである。

答申の骨子として、観点1.「教職員個々人の倫理観の高揚」

観点2.「組織、事務処理体制の確立」

観点3.「人事管理の徹底」

観点4.「大学との連携の強化」

の4つの観点を掲げ、その観点ごとにアクションを起こすべく具体的行動計画を早急に立てることが重要であるとの視点から、14項目を本会議として提示したものである。

県教育委員会及び市町村教育委員会並びに各学校においては、ここに答申した「教職員の不祥事防止対策アクションプラン」をすみやかに実行することが、教職員の不祥事を防止する方法と考えている。しかしながら、ここに掲げた答申を実行するだけで不祥事が完全に無くなるものではない。特に不祥事の発生は、教職員一人一人の倫理観に大きく影響されるものであることから、個々の倫理観の確立こそが何よりも重要である。従って、県教育委員会や市町村教育委員会並びに各学校においては、ここに掲げる答申以外にも様々な取り組みが必要であることは言うまでもない。

以上のことを踏まえて、教職員個々が、日々慢心することなく「二度と不祥事を起こしてはならない」との強い決意のもと、地域や保護者から「信頼される教職員」「信頼される学校」を目指して邁進することを切に望むものである。

### 3. 構成委員（8名）

学識経験者、PTA関係者、人権擁護関係者、警察関係者、校長会会長など

委員名	備考
新里里春	琉球大学教授
源武二	県人権擁護委員連合会会長
天願憲三	沖縄県警察本部交通部交通企画課長
仲村博幸	県PTA連合会会長
西銘生弘	県高等学校PTA連合会会長
仲村善郎	小学校長会会長
神谷乘仁	中学校長会会長
仲皿正伸	高等学校校長協会会長

### 4. 委員長

新里里春

### 5. 不祥事防止対策会議の日程

年度内に3回開催

- ・1回目 平成18年12月11日（初回）
- ・2回目 平成19年1月30日（中間）
- ・3回目 平成19年3月9日（最終）



### 6. 不祥事防止対策の観点及び具体的対策

#### 観点1. 教職員個々人の倫理観の高揚

（具体的対策）研修及び啓発のあり方

- （1）県教育委員会が実施する各種研修会の目的を踏まえ、それぞれの研修に不祥事防止対策のための「教職員個々人の倫理観の高揚及び規範意識の確立」等を図る内容を位置づける必要がある。特に、飲酒に絡む事件、事故が多いことから事故に至った状況や背景及び懲戒基準を見直した経緯、処分の状況等が含まれた研修内容を取り入れること。
- （2）それぞれの学校の実状に応じた不祥事防止対策に係る校内研修を実施する。  
また、月一回の「職員の安全管理の日」などの設定により、綱紀粛正と服務規律の確保に努めること。
- （3）市町村教育委員会においては、県費負担教職員の服務監督権者としての意識をより高めるとともに、市町村教育委員会が実施する研修会においても不祥事防止に関する内容を取り入れた研修を実施するよう努めること。
- （4）管理職研修において、不祥事防止のための研修を実施すること。
- （5）上記研修が継続的かつ効果的に実施されるため、本県の人権ガイドブック「信頼される教職員をめざして」を根本から見直し、使いやすく時勢にあったものに改めることで、各種研修会や学校現場での積極的な活用を図ること。

## 観点2．組織、事務処理体制の確立

### （具体的対策）管理、監督、事務処理体制のあり方

- (1) 不祥事発生時の管理職の対応について、再検討を行う必要がある。管理職の中には、事の重大性に対して認識の相違があり、一步対応を誤れば、更なる教育の不信を助長する要因になることから、危機管理マニュアルの総点検を行うことで、管理職の危機管理能力の向上に努めること。
- (2) 管理職（教頭）を「サービス指導担当者」（仮称）として明確に位置づけ、教職員からのサービス相談や不祥事防止の校内研修を実施するための指導的役割を明確にすること。
- (3) 不祥事の未然防止について管理職をはじめ全教職員が一丸となって学校が組織的に取り組むために、各学校に『教職員のサービス規律委員会』（仮称）を設置するか、または既設の委員会（セクシャルハラスメント委員会等に包括する等）に組み込むこと。
- (4) サービス関係の通知文書を学校の全教職員に周知徹底させるために、学校内での通知方法を速やかに点検するなど、周知に努めること。
- (5) 「人権ガイドブック」等の県教育委員会発行の資料は、教職員が日頃より目にするように、県教育委員会のホームページ上に掲載する等、広報活動に努めること。

## 観点3．人事管理の徹底

### （具体的対策）懲戒処分の基準の周知徹底及び被処分者等に対する研修のあり方

- (1) 懲戒処分の基準の周知徹底を図ること。
- (2) 免職以外の懲戒処分を受けた教職員に対して、任命権者として適切に指導していくために必要な事後研修を実施すること。

## 観点4．大学との連携の強化

### （具体的対策）県内大学との連携のあり方

- (1) 教職員個々の倫理観の確立には、教職員の養成機関である大学との連携が重要である。具体的な対策としては、教育委員会で作成した「人権ガイドブック」を講座等で積極的に活用してもらう必要があることから、教育委員会として、資料提供に鋭意努めること。
- (2) 教員の養成・採用・研修及び教育実習にかかる諸問題を協議する「沖縄県教員の資質向上連絡協議会」の場において、連携のあり方を継続的に協議し、実施できるものは早急に対応すること。

## 7．おわりに

県教育委員会としては、これまで、教職員の不祥事が発生する度に、不祥事再発防止のため「教職員の綱紀粛正とサービス規律の確保」に努めるよう、各校長に通知しているところである。また、各種研修会においても、サービスに関する講義を実施してきたが、教職員の不祥事は後を絶たないのが現状である。

このことは、これまでの取り組みが、具体的な行動プログラムとして取り組まれてきたのか、または、教職員個々のレベルまで浸透していたのか等、総合的に点検する必要がある。

今回の「不祥事防止対策会議」の提言を受けて、より実効性のある行動を起こすことが不祥事の根絶につながるものと確信する。



# 日頃の教育活動（体罰防止）に関する自己点検票

## 1 教師として、思い上がりはないか。

児童生徒は当然教師の指導に従わなければならないと思う。  
児童生徒が反抗的な態度をとるのは当然児童生徒が悪いと思う。  
児童生徒が指導に従わないのは自分の指導力の不足とは関係ないことだと思う。  
生徒は部活動顧問に従うのは当然だと思う。  
自分の指導が一番いい指導であると思う。  
自分が指導して矯正してやる必要があると思う。

## 2 教師として、一人よがりの言動はないか。

自分の思いどおりに児童生徒を動かそうとする。  
社会通念とかけ離れた指導でも自分の考えだけで行うことがある。  
児童生徒の気持ちを傷つけるかどうかを気にせず自分が思った言葉を口にする。  
自説に固執し、同僚等の意見をすぐに否定したりする。  
児童生徒の考えを聞く機会をもつ努力をしていない。  
児童生徒が自分の指示に従うのは、自分に指導力があるからだと考えている。

## 3 教師として、言行不一致はないか。

児童生徒に要求したことを、自ら守らないことがある。  
時間を守れと言いながら、自分も授業に遅れることがある。  
児童生徒は教師の言行が一致しているか常に見ていることを自覚していない。

## 4 児童生徒の心情や立場への思いやりを欠く一方的、画一的な指導を行っていないか。

児童生徒の性格や個性を考えずに指導を行っている。  
児童生徒は一人一人発達段階に差があることを考慮しないで指導している。  
児童生徒の創意を取り入れる努力をしていない。  
きまりや規則だけをよりどころとする指導になっている。

## 5 指導の成果を性急に求める傾向はないか。

指導の具体的な場面で、思わずカッとなることがある。  
指導にあたって、その場の感情をそのまま言動に表すことがある。  
指導したことを児童生徒はすぐには実行すべきだと考えている。  
自分が予想したとおりに児童生徒が動かないとき、待つことができないでイライラすることがある。

## 6 腕力や体力など本来の指導力以外のものに頼る指導に陥っていないか。

ふだんから教師の権威に頼った指導をしている。  
指導力不足を威圧で補おうとしている。  
自分の学生時代に受けた体罰による指導を肯定している。

## 7 部活動の指導に、勝利至上主義へのあせりはないか。

大会で勝つことだけが目的となっている。  
大会で好成績をあげるとが部活動顧問の実力であると考えている。  
運動技術が向上しないのは、生徒の責任だと思う。  
レギュラーの生徒ばかりを指導する傾向がある。  
試合に負けたとき、急に生徒の都合や予定を無視して、練習スケジュールを変更することがある。

## 8 体罰に対する認識が不足していたり、意識が低かったりすることはないか。

体罰は必要悪と考えることがある。  
自分は体罰することがないから、関係ないと思うことがある。  
体罰が行われているのを見過ごすことがある。  
体罰が児童生徒に与える影響を無視する傾向がある。  
生徒指導には体罰はつきものだと考えることがある。  
体罰を行う同僚を指導力のある教師と思うことがある。  
校内暴力が増えれば、体罰も増えるのは許されると考えている。  
生徒指導の係だから、ある程度の体罰は許されると考えている。  
生徒指導は生徒指導の係にまかせておけばよいと考えている。

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県教育庁県立学校教育課  
課長 ○○ ○○ 殿

沖縄県立○○○○○○○学校  
校長 ○ ○

## ○○○○における事故発生報告書

このことについて、下記のとおり本校職員による○○○○での事故が発生しましたのでご報告いたします。

### 記

1. 日時
2. 氏名 教諭 ○○○○ (満○才) ○○担任 ○○科
3. 場所

#### 4. 事故の概要

起こった概要を大まかに記入

例、○月○日○時○分頃○○グループと○○の理由で○○○に行く・・・

#### 5. 事故の内容

グループ及び個人での行動を時系列で報告。

○月○日 ○時○分 ○○・・・・・・・・・・  
○時○分 ○○・・・・・・・・・・

#### 6. 添付資料

# 1杯で酒気帯び運転となります！

		アルコール度	ピーク呼気量	アルコール処理にかかる時間
1	缶ビール1杯  (350ml)	5%	0.15 mg/l	1時間30分～2時間
2	ビールジョッキ  (500ml)	5%	0.2 mg/l	3時間～4時間
3	日本酒  1合(180ml)	15%	0.25 mg/l	3時間～4時間
4	ウィスキー  (60ml)コップ1杯	40%	0.2 mg/l	3時間～4時間
5	チューハイ  (350ml)	7%	0.2 mg/l	3時間～4時間
6	あわもり 焼酎  (100ml) コップ1杯	25%	0.2 mg/l	3時間～4時間

\* 測定呼気量0.15 mg/l以上は酒気帯び運転となります。

\* これはあくまでも目安です。体質や肝機能の調子、風邪薬を飲む等でアルコール処理にもっと時間がかかるかも知れません。

## ありませんか！

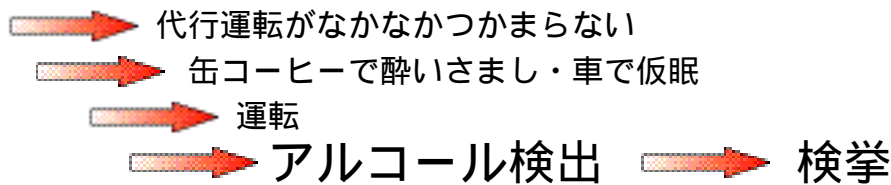
これくらいならという意識の低さ

仮眠をとったからもう大丈夫という認識の甘さ

前の晩だからという気のゆるみ

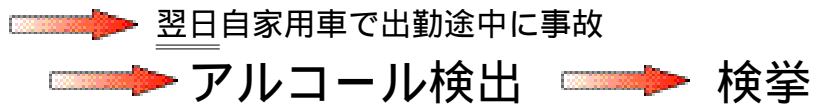
### ケース 1

#### 飲酒



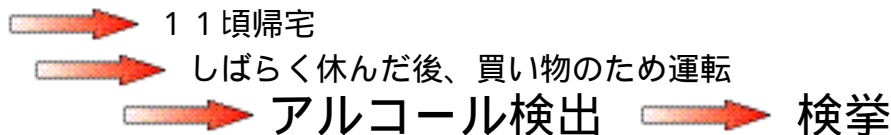
### ケース 2

#### 前日深夜まで飲酒



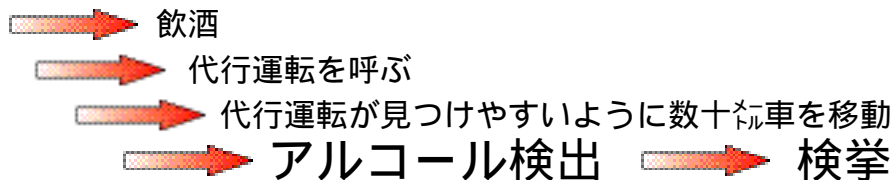
### ケース 3

#### 飲酒



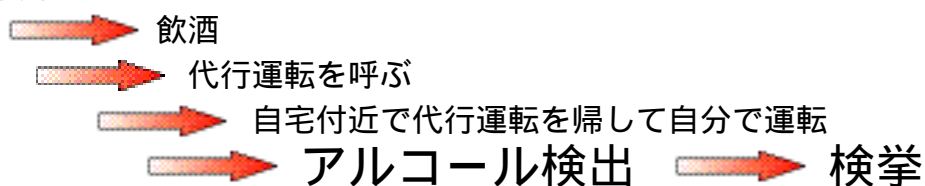
### ケース 4

#### 仲間で模合



### ケース 5

#### 慰労会



原則懲戒免職





## 参 考 文 献

- ・「信頼される教職員をめざして 人権ガイドブック」 沖縄県教育委員会
- ・「信頼される教職員 不祥事防止のために」 千葉県教育委員会
- ・「危機管理マニュアル」 岡山県教育委員会
- ・「児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料」 栃木県教育委員会
- ・「あなたの職場は大丈夫？飲酒運転防止マニュアル」 社会法人日本損害保険協会
- ・「内外教育」2006（平成18年）年4月 11月 時事通信社
- ・「教師のための危機管理小辞典」 明治図書
- ・「養護学校における危機管理マニュアル」 明治図書

## 編集委員名簿

委員長	新里里春	琉球大学教授
委員	源武二	県人権擁護委員連合会会長
委員	天願憲三	沖縄県警察本部交通部交通企画課長
委員	仲村博幸	県PTA連合会会長
委員	西銘生弘	県高等学校PTA連合会会長
委員	仲村善郎	沖縄県小学校長会会長（那覇市立大道小学校長）
委員	神谷乘仁	沖縄県中学校長会会長（那覇市立首里中学校長）
委員	仲皿正伸	沖縄県高等学校校長協会会長（県立那覇西高等学校長）

---

〔教職員のための研修資料〕

### 信頼される教職員をめざして

人権ガイドブック（改訂版）

初版 平成12年3月17日

改訂 平成19年3月30日

発行 沖縄県教育委員会

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

☎ 098-866-2715

F A X 098-866-2718

---